

## 「とくしま創業促進費補助金(一般枠・スタートアップ枠)」の補助要件等について

### 1. 間接補助事業者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

#### (1) 新たに創業する場合

- ①国の交付決定日以降、本事業の補助事業期間完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。
- ②県内に居住していること、または、本事業の補助事業期間完了日までに県内に居住することを予定していること。
- ③個人事業の開業の届出又は法人の登記を県内で行い、県内で新たに事業を実施する者であること。
- ④法令順守上の問題を抱えている者でないこと。
- ⑤申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。
- ⑥その他補助金を交付することについて、知事が不相当と認める事由を抱える者でないこと。

#### (2) 事業承継又は第二創業する場合

- ①国の交付決定日以降、本事業の補助事業期間完了日までにSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野で、地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継、又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の代表者となる者であること。
- ②県内に居住していること、または、本事業の補助事業期間完了日までに県内に居住することを予定していること。
- ③個人事業の開業の届出又は法人の登記を県内で行い、事業承継又は第二創業により県内で新たに事業を実施する者であること。
- ④法令順守上の問題を抱えている者でないこと。
- ⑤申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。
- ⑥その他補助金を交付することについて、知事が不相当と認める事由を抱える者でないこと。

### 2. 支給対象事業

上記1の要件を満たす者が、次の社会的事業分野において、「地域課題の解決を図る事業」を実施するものを対象とする。

- (1) 県内研究機関の技術シーズを活用、製品化を図る光(LED)関連等分野
- (2) 特産品や文化等の徳島県特有の資源等を活用した商業・サービス業関連分野
- (3) 子育て・社会福祉関連分野
- (4) まちづくり・過疎地域活性化分野

(5) その他の地域課題の解決に貢献する分野

3. 採択基準

事業の実施に際しては、事業内容の妥当性、事業計画の実効性、創業支援事業及び創業の普及啓発を図る事業の新規性・波及性、デジタル技術の活用状況等を勘案し、政策的に支援する必要が認められる事業に限るものとする。

4. 審査会設置

創業経験者、創業支援者、特定分野の専門家、金融機関等から構成する外部審査会を設置し、本補助金の採択事業を選定するための審査を実施するものとする。

5. 補助対象経費及び補助率

補助対象経費	補助率
人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費 等 ※人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員の人件費を除く。	補助対象経費の1/2以内

6. 補助上限額

一般枠: 1件あたり最大1,000千円

スタートアップ枠: 1件あたり最大2,000千円

7. 補助予定件数

15件程度

8. 申請受付期間

本事業は、年度内で2回公募を行うものとし、第1回公募については、事業開始後、準備が整い次第速やかに公募受付を開始し、原則、2026年5月末までの期間において申請を受け付けるものとする。第2回公募の受付期間は、県と執行団体が協議の上、決定するものとする。